

新町町章候補選定小委員会

第 2 回委員会資料

日 時：平成 1 6 年 6 月 9 日（水）午後 2 時～

場 所：広見町民会館 3 階大会議室

広見町・日吉村合併協議会

第 2 回 新町町章候補選定小委員会 会議次第

日 時：平成 1 6 年 6 月 9 日（水）午後 2 時～

場 所：広見町民会館 3 階大会議室

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協 議
 - (1) 新町町章の募集方法について
 - (2) 新町町章の選定方法について
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

新町町章候補選定小委員会設置要綱

(設置)

第1条 広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)に新町町章候補選定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

- (1) 2町村が合併した場合における新町の町章(以下「町章」という。)の候補の選定
- (2) 町章の募集方法に関する事。
- (3) 町章の選定基準に関する事。
- (4) 賞品及びその贈呈対象者の決定方法に関する事。
- (5) その他、町章の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員8人で構成する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に定める委員 各町村1人
- (2) 規約第7条第1項第3号に定める委員 各町村1人
- (3) 規約第7条第1項第4号に定める委員 各町村2人

(解散)

第4条 小委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月3日から施行する。

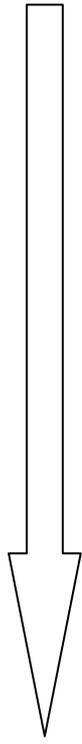
新町町章候補選定小委員会委員名簿

委員区分	選出町村	役職名	氏名	備考
2号委員	広見町	収入役	河野通夫	
	日吉村	助役	大森時政	
3号委員	広見町	議員	松本功	
	日吉村	議員	山崎保	
4号委員	広見町	学識経験者	酒井哲夫	委員長
		学識経験者	二宮建一	
	日吉村	学識経験者	宮本芳春	副委員長
		学識経験者	入田伸介	

新町町章候補選定小委員会スケジュール（案）

月 日	内 容
6月 3日	第6回合併協議会において新町町章候補選定小委員会の設置を決定 第1回新町町章候補選定小委員会：日吉村住民センター 2階研修室 （小委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任）

今後のスケジュール（合併協議会への委員長報告日程は除く。）



6月 9日	第2回小委員会 （広見町町民会館 3階大会議室） ・新町町章の募集方法について ・新町町章の選定方法について
6月15日	公募開始
7月31日	公募締め切り
8月 上旬	第3回小委員会（日吉村住民センター） ・公募結果集計 ・町章候補の選定（第1次選定）
8月 中～下旬	第4回～5回小委員会 ・町章候補の選定（第2次選定・最終選考）
9月 2日	合併協議会へ新町町章候補選定結果報告 協議会へ新町町章提案
10月 7日	協議会で新町町章確認

1月 1日	新町誕生
-------	------

新町の町章募集要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、広見町及び日吉村の2町村が合併して誕生する鬼北町（以下「新町」という。）の町章を募集して、新町の将来像である「豊かな自然と人々が響きあうまちづくり 森がすくすく、川がいきいき、人が元気」にふさわしい町章候補を選定することを目的とする。

（募集する町章）

第2条 募集する町章は、次のとおりとする。

- (1) 新町の将来像である「豊かな自然と人々が響きあうまちづくり 森がすくすく、川がいきいき、人が元気」にふさわしい町章とする。
- (2) 町旗、バッジ等にも使用可能なデザインとする。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）で表したものは不可とする。
- (4) 自作の未発表作品とする。

（募集方法）

第3条 募集方法は、公募とする。

（応募方法等）

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わない。また、同一人の応募は、何点でも可能とする。
- (2) 募集期間は、平成16年6月15日から平成16年7月31日までとする。
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示する。用紙1枚につき1作品とする。
- (4) 応募にあたっては、「デザインの趣旨（100字以内）」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
- (5) 応募は、持参又は封書による郵送とする。
- (6) 応募先は、広見町・日吉村合併協議会（以下「協議会」という。）事務局とする。

（周知の方法）

第5条 新町の町章募集については、ホームページ、協議会だより、募集チラシ、町村広報等で周知する。

（選定方法）

第6条 応募された作品は、新町町章候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）において、採用候補作品5点以内を選考し、協議会において1点を選定する。

（賞金）

第7条 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。

- | | | |
|----------|------|----------|
| (1) 最優秀賞 | 1人 | 30万円 |
| (2) 優秀賞 | 4人以内 | 1人に付き3万円 |

（結果発表）

第8条 協議会だより、ホームページ、町村広報等で発表するとともに、入賞者には別途通知する。

（著作権等）

第9条 採用作品に関する著作権については、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する一切の権限は、広見町・日吉村合併協議会及び新町に帰属

する。

(2) 応募作品は、返却しない。

(3) 採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで使用する場合がある。

(その他)

第10条 その他、新町の町章候補選定に関し必要な事項については、小委員会において別に定める。

附 則

この要項は、平成16年6月9日から施行する。

新町の町章募集要項の運用方針（案）

この運用方針は、新町の町章募集要項第10条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

第3条関係（募集方法）

「公募」の範囲は、全国とする。

第4条関係（応募方法等）

2号関係

「募集期間」を過ぎて提出された作品は無効とする。郵送分については当日の消印有効とする。持込の場合の最終受付時間は、7月31日の17:00までとする。

3号関係

「応募用紙」は、役場・各地区公民館窓口に備え付けるほか、広見町のホームページよりダウンロードできるようにする。A4縦長用紙で応募用紙を作成する場合は、募集要項のとおり作成し、作品の趣旨、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を余白に記入することとする。記入事項に記載漏れ等の不備があった場合、作品の趣旨・氏名の未記入、本人の連絡先が分からないものについては無効とする。

5号関係

作品は郵送もしくは持参とし、FAXでの応募は不可とする。

第5条関係（周知の方法）

「ホームページ」は、広見町のホームページに掲載することにより行う。

「協議会だより・広報」には、募集要項の概要を掲載し、周知する。

「募集チラシ」は、募集開始直前に新聞に折り込む。また、各地区公民館、役場窓口、学校にも募集チラシ及び応募用紙を配布する。

その他、デザイン学校への募集要項等の送付、雑誌・新聞への掲載、防災無線での住民への周知など可能なかぎり行うこととする。

第6条関係（選定方法等）

「選定方法」は、小委員会において別途定める。

「町章の決定」は、協議会において委員の投票又は挙手により最も得票数の多い作品を最優秀作品とするが、得票数が同数となった場合を考え、会長、副会長には投票権を与えず、同数の場合のみ決定権を委ねることとする。

第7条関係（賞金）

最終候補5点以内のうち、最優秀作品以外の作品を入賞作品とする。

「賞金の贈呈」は、合併協議会において最優秀賞受賞者のみ感謝状とともに本人に贈呈するため、受賞者には受賞式に出席してもらうこととする。旅費等については費用弁償とする。なお、本人の都合上出席が困難な場合については、本人のコメント等を郵送してもらうこととする。

第8条関係（結果発表）

最優秀作品と入賞作品については、広見町ホームページ、合併協議会だよりで発表するとともに、本人には別途通知する。

2 町村の町（村）章の現況

自治体名	広見町	日吉村
制定時期	昭和33年1月12日	昭和41年5月1日
町（村）章		
図柄の意味	「ヒ」「ロ」「ミ」の3文字を組み合わせ、全体が「ヒ」の形になり、生々発展をあらわし、中央の「ミ」は太陽を象る意味も含まれ、太陽の面影を受け、進歩発展する町でありたい念願を求めたものである。	中央の「日」は太陽の火で、周囲は「ひ」4つで日吉を意味し、山村の伸びゆく様子を表現。

周知方法等について

- 1 募集ちらしでの周知
佐川印刷に6,000枚印刷を依頼する。
- 2 ホームページでの周知
広見町のホームページに募集要項を掲載し、全国に周知する。(6月15日頃)
- 3 インターネットでの周知
「公募ガイド」へ募集要項を掲載し、全国へ周知する。
「公募ガイド」……懸賞金や賞品などの特典がある企画やイベントなどを取り上げている全国誌。
- 4 防災無線放送での周知
募集要項の抜粋を随時放送する。
- 5 広報での周知
広見町、日吉村の7月号の広報に掲載する。
- 6 合併協議会だよりでの周知
合併協議会だより第6号で、募集要項の内容を掲載し、周知する。

新町町章募集チラシ配布方法等について

1 配布及び回収方法

- 配布 新聞の折り込み広告で各戸に配布する。(広見町・日吉村のみ)
- 配布 2 町村役場窓口及び各公民館に備え付ける。
- 配布 管内の小中学校、高校、県内デザイン学校への送付。
- 配布 県内合併協議会及び市町村役場合併関係課への送付。

2 回収方法

本人の持ち込みもしくは封書での郵送により回収する。(郵便料金は応募者負担)

3 配布枚数

組数・世帯数 (平成 16 年 5 月 1 日現在)

町 村 名	組 数	世 帯 数
広 見 町	1 7 6	4 , 3 6 3
日 吉 村	3 8	7 0 8
合 計	2 1 4	5 , 0 7 1

広見町・日吉村役場・各地区公民館備え付け枚数

町 村 名	役場(2)	公民館(6)	合 計
広 見 町	1 5 0 枚	1 8 0 枚	3 3 0 枚
日 吉 村	5 0 枚	-	5 0 枚
合 計	2 0 0 枚	1 8 0 枚	3 8 0 枚

新聞折り込み広告(広見町・日吉村)

愛媛新聞	3 , 8 5 0 枚
全国紙(読売・朝日・産経)	7 3 0 枚
合 計	4 , 5 8 0 枚

その他

小・中学校	2 0 0 枚	高 校	3 0 枚
他市町村	1 5 0 枚	他合併協議会	3 0 枚
合 計		計	4 1 0 枚

総 計 5,370 枚 予 備 630 枚 印刷枚数 計 6,000 枚

選定方法 **案 1** (専門家等に事前選考の委託をする場合)

1 専門家による事前選考

応募作品の中から、募集要項の条件を満たし、デザイン的にも町章としてふさわしい作品を数十点選考する。

事前選考された作品を取りまとめ、小委員会委員に送付する。

2 1次選考

小委員会委員は、一覧表の中から5作品を選考し、選考票に作品番号を明記し、郵送等により事務局に提出する。

県章、他市町村章、商標登録がしてある企業商標に類似する作品をチェックし、2次選考用の候補作品一覧表を作成する。

3 2次選考

小委員会において、2次選考用の候補作品一覧表の中から、委員の協議・投票等により5作品以内を選考する。

4 合併協議会への最終候補作品の提案

合併協議会に新町町章候補を提案し、委員の投票（会長・副会長を除く）により得票数の一番多い作品を、新町町章候補（最優秀作品）として確認する。

最優秀作品以外の作品を入賞作品とする。

選定方法 **案2** (小委員会で専門家の意見を聞きながら、選考をする場合)

1 事前選考

全応募作品より、募集要項の条件を満たし、デザイン的にも町章としてふさわしい作品を1人10点程度選考し、選考理由と共に事務局に提出する。

80作品(8人×10点)を取りまとめ、一覧表を作成する。

2 1次選考

専門家(中学校・高等学校の美術教師)に小委員会に出席してもらい、作品や選考方法に対する意見を参考に、1次選考用の候補作品一覧表の中から、委員の協議・投票等により10~20作品程度に候補を絞り込む。

県章、他市町村章、商標登録がしてある企業商標に類似する作品をチェックし、2次選考用の候補作品一覧表を作成する。

3 2次選考

選考に残った作品から、委員の協議・投票等により最終候補5作品以内を選考する。

4 合併協議会への最終候補作品の提案

合併協議会に新町町章候補を提案し、委員の投票(会長・副会長を除く)により得票数の一番多い作品を、新町町章候補(最優秀作品)として確認する。

最優秀作品以外の作品を入賞作品とする。

選定方法 **案3** (小委員会委員のみで最終選考までおこなう場合)

1 事前選考

全応募作品より、募集要項の条件を満たし、デザイン的にも町章としてふさわしい作品を1人10点程度選考し、選考理由と共に事務局に提出する。

80作品(8人×10点)を取りまとめ、一覧表を作成する。

2 1次選考

小委員会において、1次選考用の候補作品一覧表の中から、委員の協議・投票等により10～20作品程度に候補を絞り込む。

県章、他市町村章、商標登録がしてある企業商標に類似する作品をチェックし、2次選考用の候補作品一覧表を作成する。

3 2次選考

委員の協議・投票等により最終候補5作品以内を選考する。

4 合併協議会への最終候補作品の提案

合併協議会に新町町章候補を提案し、委員の投票(会長・副会長を除く)により得票数の一番多い作品を、新町町章候補(最優秀作品)として確認する。

最優秀作品以外の作品を入賞作品とする。

選定方法 **案4** (専門家の講義を受けたあと、小委員会委員のみで選考をおこなう場合)

1 専門家による講義の受講

町章募集期間中(7月ごろ)に、選考のための知識を習得するため、専門家(中学校・高校の美術教師)を講師に迎え、作品選考における注意点、着眼点等の講義を受ける。

1 事前選考

講義内容を参考に、全応募作品より、募集要項の条件を満たし、デザイン的にも町章としてふさわしい作品を1人10点程度選考し、選考理由と共に事務局に提出する。

80作品(8人×10点)を取りまとめ、一覧表を作成する。

2 1次選考

小委員会において、1次選考用の候補作品一覧表の中から、委員の協議・投票等により10~20作品程度に候補を絞り込む。

県章、他市町村章、商標登録がしてある企業商標に類似する作品をチェックし、2次選考用の候補作品一覧表を作成する。

3 2次選考

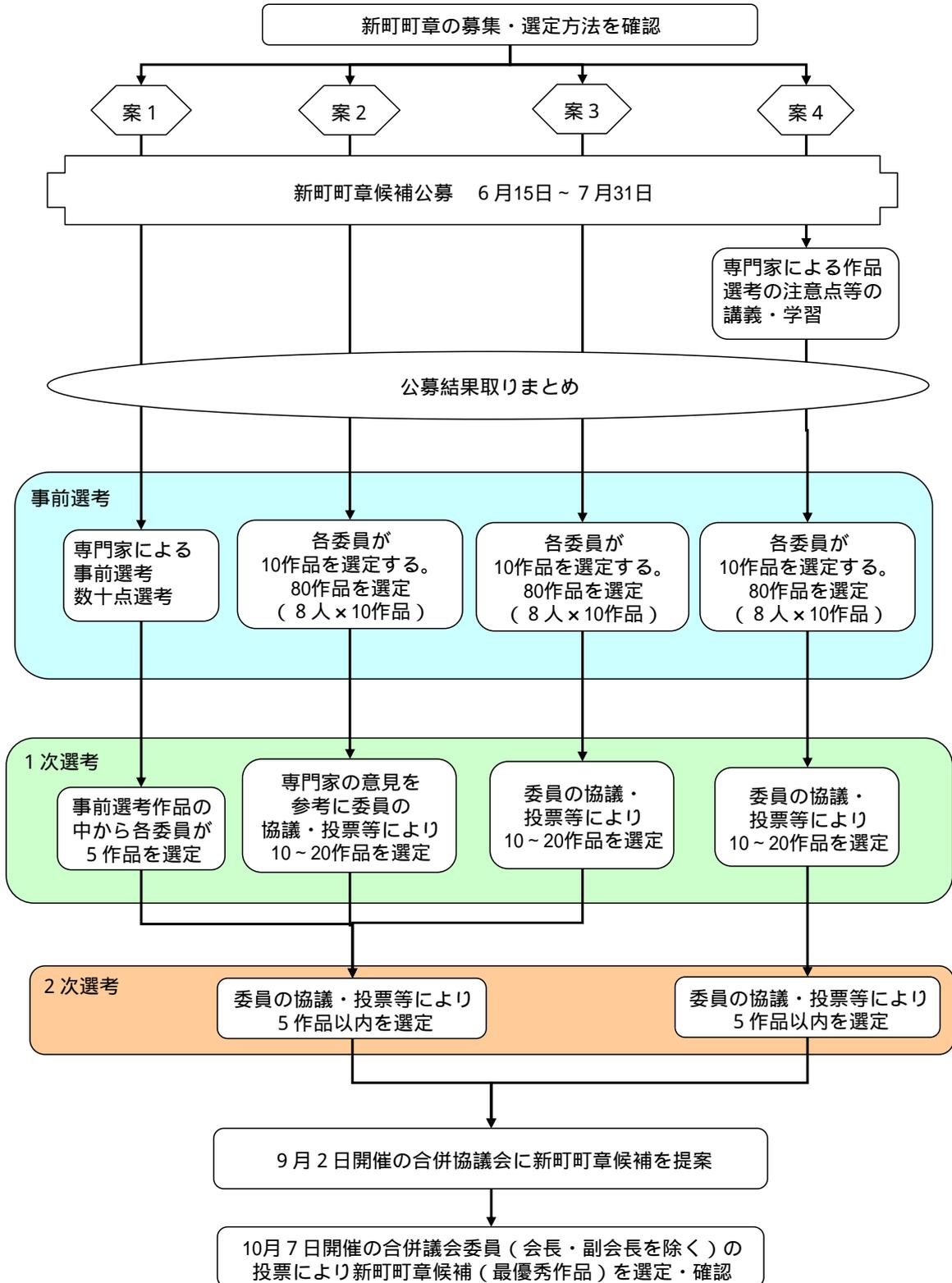
委員の協議・投票等により最終候補5作品以内を選考する。

4 合併協議会への最終候補作品の提案

合併協議会に新町町章候補を提案し、委員の投票(会長・副会長を除く)により得票数の一番多い作品を、新町町章候補(最優秀作品)として確認する。

最優秀作品以外の作品を入賞作品とする。

町章選定方法フロー



先進地の選考等事例

自治体名	愛南町	内子町	四国中央市
旧自治体名	内海村・御荘町・城辺町 西海町・一本松町	内子町・五十崎町 小田町	川之江市・伊予三島市 土居町・新宮村
合併期日	平成 16 年 10 月 1 日	平成 17 年 1 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日
市(町)章			
募集範囲	制限なし	制限なし	制限なし
応募方法	応募用紙又は縦横 15 cm の 枠を書いた A 4 白色用紙 を縦長で使用。	応募用紙又は縦横 15 cm の 枠を書いた A 4 白色用紙 を縦長で使用。	応募用紙又は縦横 15 cm の 枠を書いた A 4 白色用紙 を縦長で使用。
周知方法	公募チラシ・ホームページ・ 広報紙・愛媛新聞 合併協議会だより・公募 雑誌	ホームページ・合併協議 会だより・広報紙・デザ イン学校への要項送付	公募チラシ・ホームページ 広報紙・合併協議会だより
公募期間	平成 15 年 8 月 1 日～10 月 1 日(約 2 ヶ月間)	平成 15 年 7 月 31 日締切 (約 2 ヶ月間)	平成 15 年 9 月 1 日～10 月 31 日(2 ヶ月間)
応募制限	同一人の応募は何点でも 可で、自作の未発表作品。	同一人の応募は何点でも 可で、自作の未発表作品。	同一人の応募は何点でも 可で、自作の未発表作品。
賞 金	優秀賞 292,410 円 (人口×10 円)	最優秀賞 300,000 円又は 往復旅行券(ドイツ) 優秀賞 50,000 円×4 点	最優秀賞 300,000 円 入賞 30,000 円×4 点
副 賞	なし	特産品・町内有料施設の 1 年間無料入館券	なし
選定方法	応募作品から小委員会各 委員が計 79 作品を選考 し、専門家の意見を参考 に 22 作品に絞り、最終的 に 5 作品を選考する。合 併協議会での委員全員の 投票により 1 作品を選考 する。	応募作品から小委員会各 委員が 121 作品まで選考 する。その後専門家に依 頼し 43 作品まで絞り、最 終的に 10 作品を選考す る。合併協議会での委員 投票により最終候補 5 作 品を選考する。住民投票 を行い、一番多い得票数 の作品を採用する。	事前に 4 市町村から推薦さ れた専門家の事前選考に より 40 作品を選考し、2 回の小委員会で 5 作品を選 考する。合併協議会におい て 1 回目の委員投票で 2 作 品選考し、2 回目の投票で 採用作品を選考する。
応募件数	応募者総数 802 人 作品総数 1,460 件 (内訳) 県内 461 人 721 作品 南宇和郡内 433 人 県外 341 人 739 作品	応募者総数 738 人 作品総数 1,460 件 (内訳) 県内 205 人 内子・五十崎内 141 人 県外 1,255 人	応募者総数 874 人 作品総数 1,636 件 (内訳) 県内 792 人 1,364 作品 宇摩圏内 759 人 県外 82 人 272 作品

その他

1 第3回新町町章候補選定小委員会について

第3回新町町章候補選定小委員会の開催日時は、次のとおりとする。

日 時 平成16年 月 日() 午後 時から

場 所 日吉村住民センター 3階ホール

参考資料

他町村の町章採用者及び入賞者の賞金等の取り扱いについて

内 子 町	
賞金の贈呈方法	最優秀賞受賞者には、合併調印式において賞金及び記念品を贈呈する。感謝状については贈らない。その他入賞者には、賞金及び記念品の送付のみ
旅 費	すべて費用弁償とする。
最優秀賞受賞者	内子町在住

愛 南 町	
賞金の贈呈方法	最優秀賞受賞者には、合併協議会において賞金及び表彰状を贈呈する。
旅 費	すべて費用弁償とする。
最優秀賞受賞者	徳島県在住

久 万 高 原 町	
賞金の贈呈方法	受賞者が遠方の場合は、受賞者と相談の上、賞金は口座振込みとする予定（事務局案）。
旅 費	受賞者を招くようになれば費用弁償する。
最優秀賞受賞者	未 定（選考に残っている作品は県外者の作品が多いため、町章として採用される可能性が非常に高い）

きほくちょう

平成17年1月1日誕生

鬼北町の町章を募集します。

広見町と日吉村が合併して誕生する新しい町『鬼北町』の町章を考えてみませんか。
町村内外を問わず多数のご応募をお待ちしております。

森がすくすく、川がいきいき、人が元気

広見町



日吉村



鬼北町

町章募集要項

内容

新町の将来像である「豊かな自然と人とが響きあうまちづくり - 森がすくすく、川がいきいき、人が元気 -」にふさわしい作品であることとします。
町旗、バッジ等にも使用できるものとします。
用紙の地色を含め4色以内とし、グラデーション（ぼかし、濃淡）で表したものは不可とします。
自作の未発表作品とします。

応募方法

応募資格は問いません。また、同一人の応募は何点でも可能です。
締切日は『平成16年7月31日(土)』までとします。
応募は、応募用紙（広見町ホームページよりダウンロード可能）か、縦横15cm 枠を書いたA4 白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とします。応募にあたっては、「デザインの趣旨（100字以内）」「住所」「氏名」「年齢」「性別」「電話番号」を用紙に記載してください。
応募は、持参又は封書による郵送（締切日消印有効）とします。なお、ファックス、Eメールによる応募は受付をいたしません。

賞金

最優秀賞（採用作品）1点 300,000円
優秀賞 4点以内 30,000円

その他

採用作品に関する一切の権利は、広見町・日吉村合併協議会及び鬼北町に帰属するものとします。
応募作品は返却いたしません。
応募作品の使用にあたっては、作品に若干の変更を加える場合や、モノクロで使用する場合があります。

応募先・お問い合わせ

〒798-1395 愛媛県北宇和郡広見町大字近永800番地1（広見町民会館3階）
広見町・日吉村合併協議会事務局
電話 0895-45-1111（内線402）
広見町ホームページ <http://www.town.hiromi.ehime.jp/>

裏面を応募用紙として使用できます。

きほくちょう

鬼北町「町章」デザイン応募用紙

応募用紙 1 枚につき応募作品は 1 作品とします。同一人の応募は何点でも可能です。

上

下

デザインの趣旨（100 字以内）

.....

.....

.....

ご住所	〒				
ふりがな お名前	性別	1. 男 2. 女	年齢	歳
電話番号	() -				

締切 平成 16 年 7 月 31 日（当日消印有効）
応募先 〒 798 - 1395 愛媛県北宇和郡広見町大字近永 800 番地 1
広見町・日吉村合併協議会事務局 (0895) 45 - 1111

受付番号

複数の応募をされる方は、この面をコピーして使用してください。